

性犯罪捜査全書

——理論と実務の詳解——

城 祐一郎 著

立花書房

はしがき

皆さんは、フラワーデモという社会現象を覚えておられますか。これは、平成31年3月中に、4件の性犯罪につき相次いで無罪判決が言い渡され、これに対する国民の怒りが率直に示されたものであります。いずれの判決も、裁判官は、被害者の言葉に真摯に耳を傾けることなく、被告人の弁解だけを一方的に取り上げて無罪を言い渡したものであり、裁判官がそのような杜撰かつ女性軽視的な感覚しか持っていないことに国民が驚き、また、激怒したものであります。性犯罪、特に強姦性交等罪は、魂に対する殺人とも評されるように被害者にとっては命を奪われるに等しい苦痛を被るものであります。やっとの思いで被害の届出をした被害者に対し、司法がその苦痛を癒したり、犯人への恨みをはらすのではなく、逆に、被害者に対し、犯罪で受けたと同様の苦痛を更に与えたのであって、上記各判決を言い渡した裁判官がいかに罪深い行為に及んだのかと思ひ至るべきであります。

そこで、これらの判決がいかに不当であるかが分かるように、本書では、事実関係も判決文も極力要約はせずに、犯罪の成否を判断する上で必要な部分はすべて載せておき、読者の方々においてその当不当を判断できるようにしてあります。皆さん個々人において、どのように感じられるか、よく読んだ上で自ら判断していただければと思っております。

ただ、このような性犯罪に関する不当判決は上記の4件だけではなく、他にも同様に被害者を蔑ろにした無罪判決がいくつも出されております。そのため、特に、性犯罪に関しては、裁判に対する国民の厳しい目が向けられなければならない、一般国民の自然な法感情による不断のチェックを続けることが不可欠であると思っております。

そのような状況の中で、いかに被害者や、一般国民を守っていくかが捜査官に問われているところであります。捜査官としては、被害者を保護する中で、その供述を吟味し、いかに被害状況の説明が拙くても、また、当時の心理状態の表現が不十分であっても、そこから真相を見つけ出し、真に性的な被害を受けていたのであれば、断じて犯人を逃がしたり、許したりはしてはならないのであります。

そのために、本書は、性犯罪捜査について様々な角度から検討し、悪質な性犯罪者と闘うための武器となることを意図して書き著したものであります。したがって、本書では、刑法に限らず、性犯罪を規制している全ての特別法も取り上げており、また、捜査手法に関しても、性犯罪捜査に関するものはほぼ全て取り込んでおります。

さらに、本書では、これまでの刑法の教科書などではまったく載せられていなかった「わいせつ文書」そのものについても掲載しております。つまり、わいせつ性の判断について、いわゆるチャタレイ裁判で最高裁が示したわいせつ概念などについては、多くの捜査官も、刑法を勉強する過程で学んでおり、また、その理解もされていると思われませんが、では、実際に、どのようなわいせつ表現がなされていたのかを実際に読んだ方はどの程度おられるでしょうか。多くの学者や実務家によって書かれた刑法各論などの解説においても、実際には問題とされたわいせつ表現そのものは載せられてはいないため、あくまで頭の中で抽象的に考えていただけではないかと思われま

す。そのため、本書では、刑事事件として裁判上問題となった「チャタレイ夫人の恋人」「悪徳の栄え」及び「四畳半襖の下張」の各文学作品並びに「愛のコリーダ」の脚本について、訴因とされたわいせつ表現が示された部分のいくつかを掲載しました。これらが実際にわいせつ概念に含まれるものかどうか、読者の方々自身によって判断していただきたいと思っていますところであります。

なお、本書では、公訴事実や罪となるべき事実を引用する際、警察官や学校の教員が性犯罪の主体となった場合には、被告人の職業としてそれらを記載してあります。これは起訴状などで用いる場合には余事記載となるおそれがありますが、ただ、本書では、このような立場の者も性犯罪に及んでいるという事実を明らかにしておくため、敢えてそれら肩書となる職業も記載してありますので、そういった意味で書かれていることをご理解いただきたいと思っております。

本書が、性犯罪の捜査に従事する方々のお役に立てるのであれば、著者として望外の喜びであります。また、本書が性犯罪撲滅のための一助になることを心から祈っております。

最後に、本書の作成に当たっては、立花書房出版部長馬場野武氏、出版部中埜誠也氏には大変お世話になりました。ここで両氏の貢献に心から謝意を表したいと思います。

令和3年7月

城 祐一郎

凡 例

【文献略語】

刑 録	大審院刑事判決録
刑 集	大審院刑事判例集，最高裁判所刑事判例集
裁集刑	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報（各高等検察庁）
東高時報	東京高等裁判所刑事判決時報
裁判特報	高等裁判所刑事裁判特報
判決特報	高等裁判所刑事判決特報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
刑裁月報	刑事裁判月報
刑 資	刑事裁判資料
判 時	判例時報
判 夕	判例タイムズ
橋爪・講座	橋爪隆著 「判例講座・刑法各論1～22」 警察学論集第72巻第10号～第74巻第9号 2019年～2021年 立花書房
条解刑法	前田雅英編集代表 条解刑法〔第4版〕 2020年 弘文堂

【法令名略語】

児童買春・児童ポルノ処罰法	児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成26年改正前） 児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成26年改正後）
ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
東京都青少年健全育成条例	東京都青少年の健全な育成に関する条例
東京都迷惑防止条例	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例（東京都条例）
風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
リベンジポルノ防止法	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

【注】

なお，本文中引用箇所の下線及び圏点は全て著者が付した。

目次

はしがき

凡例

第1編 総論

第1章 性犯罪事犯の犯罪情勢及び対抗措置としての新規立法や 法改正の状況	3
性犯罪の犯罪認知件数，検挙件数，検挙率等の現状及び近年の推移はどのようになっているのか (5) / 我が国の暗数調査の結果はどのようになっているのか (10) / 性犯罪事犯に対応するため，我が国はどのような立法措置をしてきたのか (13) 等	
第2章 性をめぐる社会的病理現象	19
エイズとはなにか (21) / エイズウイルスに感染していることが分かりながら，これを隠して性交した場合にはいかなる犯罪が成立するのか (22) / 刑法は墮胎をどのように扱っているのか (26) / 人工妊娠中絶の現状はどうか (29) / 人工妊娠中絶は墮胎ではないのか (30) 等	
第3章 性同一性障害	34
性同一性障害とはなにか (35) / 性同一性障害該当性はどのように診断されるのか (36) / 性同一性障害にはどのような治療がされるのか (37) / 性別適合手術とはなにか (39) / 性別適合手術にはどのような問題があるのか (41) / 性別適合手術が刑事事件として問題となった事例はあるのか (42) / 性同一性障害者における性別変更の手続はどのようなものか (47) / 性別変更の手続にはどのような問題があるのか (47) / 性別変更の要件に関して最高裁はどのような判断を示しているのか (50) 等	

第2編 性犯罪に関する捜査実体法（刑法編）

第1章 強制性交等罪…………… 63

平成29年刑法改正によって強姦罪はどのように改められたのか（64）／強制性交等罪の被害者は女性に限られるのか（65）／強制性交、肛門性交、口腔性交とはなにか（67）／強制性交等罪における「暴行又は脅迫」はどの程度のものが必要か（71）／被害者が性交に承諾・同意していると誤信した場合、強制性交等罪は成立するのか（86）／強制性交等罪における被害者供述の信用性が問題となった裁判例にはどのようなものがあるのか（97）／強制性交等致死傷罪における死傷の結果のうち、PTSDは「傷害」に含まれるのか（121）／強制性交等罪の犯行状況を撮影したデータは没収できるのか（129）等

第2章 強制わいせつ罪…………… 133

強制わいせつ罪の「わいせつな行為」とはどのようなものか（135）／強制わいせつ罪の成立には性的意図が必要か（140）／男性は強制わいせつ罪や強制性交等罪の被害者たりうるのか（141）／強制わいせつ罪において被害者供述の信用性が否定され無罪となった裁判例にはどのようなものがあるのか（147）等

第3章 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪…………… 161

「心神喪失」「抗拒不能」とはどのような状態か（163）／飲酒酩酊により反抗が著しく困難な状態に陥っている被害者に対する準強制性交等罪が問題となった裁判例にはどのようなものがあるのか（164）／かねて性的虐待等を行い被害者を心理的抗拒不能に陥らせて性交等に及んだ場合、準強制性交等罪は成立するのか（187）／フラワーデモとはなにか（202）等

第4章 監護者わいせつ・監護者性交等罪	205
監護者わいせつ・監護者性交等罪とはなにか (206) / 「現に監護する者」とはどのような者か (207) / 「現に監護する者であることによる影響力があることに『乗じて』とは、どのようなことか (210) / 監護者わいせつ・監護者性交等罪が認められた裁判例にはどのようなものがあるのか (212) / 監護者わいせつ・監護者性交等罪において被害者供述の信用性が問題となった裁判例にはどのようなものがあるのか (215) 等	
第5章 強盗・強制性交等罪及び同致死罪	229
強盗・強制性交等罪及び同致死罪は平成29年刑法改正によってどのような変更がされているのか (230) / 強盗罪又は強制性交等罪に当たる行為により殺意をもって人を死亡させた者は、刑法241条3項の対象となるのか (232) 等	
第6章 公然わいせつ罪	234
公然わいせつ罪における「わいせつな行為」とは、どのような行為か (236) / 公然わいせつ罪が問題となった裁判例にはどのようなものがあるのか (237) 等	
第7章 わいせつ物頒布等罪	240
文学作品はわいせつ文書に該当し得るのか。実際にどのような文章が裁判で争われたのか (241) / 脚本はわいせつ文書に該当し得るのか。実際に裁判で争われたのはどのような内容か (255) / 漫画はわいせつ文書に該当し得るのか (264) / 「電磁的記録に係る記録媒体」がわいせつデータとして争われた事案にはどのようなものがあるのか (270) / わいせつデータを海外のサーバコンピュータに蔵置させた場合、国家主権との関係で留意すべき捜査上の注意点はなにか (280) 等	
第8章 淫行勧誘罪	299
淫行勧誘罪はなぜ適用されないのか (299)	
第9章 重婚罪	301
「婚姻」に事実婚や同性婚は含まれるのか (302)	

第10章	わいせつ・結婚目的略取誘拐罪及び人身売買罪	304
	人身取引に対して世界はどのように取り組んでいるのか (305) / 「人身取引」該当性はどのように判断されるのか (306) / 我が国はどのように人身売買等を犯罪化しているのか (307) / 結婚等の情交関係を目的とした事案にはどのようなものがあるのか (316) 等	

第3編 性犯罪に関する捜査実体法（特別法編）

第1章 売春防止法…………… 327

売春が禁止されるのはなぜか（328）／「客待ち」とはどのような行為か（330）／周旋罪が成立するには「周旋」行為を認識している必要があるのか（333）／「勧誘」とはどのような行為か（337）／管理売春罪が成立するにはどのような要件を満たす必要があるか（343）／デリヘルにも管理売春罪が成立するのか（348）／「情を知って」土地建物を提供したというためにはどの程度の認識が必要か（355）等

第2章 児童福祉法違反・青少年保護育成条例違反…………… 361

児童福祉法は、児童を性的な被害から保護するためにどのような規定を設けているのか（362）／児童に「淫行をさせる」とされた裁判例にはどのようなものがあるのか（363）／児童に淫行をさせた様子をビデオ等で撮影している場合、児童ポルノ製造罪も成立するのか（368）／「淫行をさせる」行為の捜査において、留意すべき点はなにか（369）／青少年保護育成条例では、青少年の性的被害を防止するためにどのような規定や刑罰が設けられているのか（373）／児童福祉法と青少年保護育成条例はなぜ併存しているのか（381）等

第3章 児童買春・児童ポルノ処罰法…………… 388

児童買春・児童ポルノ処罰法における「児童買春」の定義及び刑罰はどのようなものか (390) / 児童買春罪が認定された裁判例にはどのようなものがあるのか (392) / 児童買春周旋罪が認定された裁判例にはどのようなものがあるのか (396) / 児童買春罪等と児童福祉法34条1項6号違反とはどのような関係にあるのか (398) / 「児童ポルノ」とはどのようなものか (399) / 「児童」は特定の被害児童と同一人物であると特定できなければならないのか (403) / 「児童」性の判断基準時はいつか (404) / 被害児童が18歳未満であることを立証するためにはどのような方法があるのか (405) / 児童ポルノの単純所持に関する捜査のための構成要件上の留意点はなにか (413) / 児童ポルノ所持罪の成立が認定された裁判例にはどのようなものがあるのか (417) / 第三者がウェブページに掲載した児童ポルノのURLを自らのウェブページに掲載した場合、児童ポルノ公然陳列罪は成立するのか (420) / 児童ポルノ製造罪が認定された裁判例にはどのようなものがあるのか (432) / 児童ポルノの輸出入にはどのような規制が設けられているのか (438) / 児童に淫行をさせた様子をビデオで撮影する行為について、児童福祉法上の児童に淫行をさせる罪と児童ポルノ製造罪の罪数関係はどうか (445) / 日本国民が海外で児童買春などをしたことにより処罰された裁判例はどのようなものか (448) 等

第4章 ストーカー規制法…………… 452

桶川女子大生ストーカー殺人事件とはどのような事件だったのか (454) / 「ストーカー行為」の内容及び罰則はどう規定されているのか (462) / どのような行為が「つきまとい等」に該当するのか (463) / 「つきまとい等」の目的はどのようなものに限定されているのか (465) / ストーカー規制法と軽犯罪法との関係はどうか (468) / 「待ち伏せ」とはどのような行為か (469) / 「見張り」行為が問題となった裁判例にはどのようなものがあるのか (472) / GPS機器の取り付けに関する新規立法の内容はどのようなものか (493) / 逗子ストーカー殺人事件とはどのような事件だったのか (498) / ストーカー行為に係る電子メールを保管したパソコンにつき、犯罪供用物件としてその全体を没収することはできるのか (505) / ストーカー規制法と同様の規制をしている迷惑防止条例の内容はどのようなものか (510) 等

第5章 リベンジポルノ防止法…………… 512

三鷹女子高校生ストーカー殺人事件とはどのような事件だったのか (513) / 「私事性的画像記録」とはなにか (520) / 私事性的画像記録をインターネット上で拡散した場合には、どのような刑罰が科せられるのか (524) / 私事性的画像記録に当たる画像データをサーバーコンピュータ上に記憶させ、不特定又は多数の者にアクセスさせた場合、私事性的画像記録物公然陳列罪が成立するのか (527) / リベンジポルノの被害防止対策として自撮りを止めさせるために、リベンジポルノ防止法のほか、条例ではどのような規定がされているのか (532) / リベンジポルノ防止法制定の目的を達するため、どのような法整備がされているのか (536) 等

第6章 出会い系サイト規制法…………… 539

「インターネット異性紹介事業」とはどのようなものか (540) / インターネット異性紹介事業を営もうとする者に対しては、どのような規制が設けられているのか (540) / 出会い系サイト規制法では具体的にどのような行為が禁じられているのか (542) 等

第7章 風営法・職業安定法…………… 546

風営法における「風俗営業」とはなにか (547) / 「店舗型性風俗特殊営業」とはどのようなものを指すのか (549) / 「無店舗型性風俗特殊営業」とはどのようなものを指すのか (561) / 「映像送信型性風俗特殊営業」とはどのようなものを指すのか (563) / 職業安定法及び労働者派遣法上の「公衆衛生又は公衆道德上有害な業務」とはどのようなものか (567) / 店舗型性風俗特殊営業店や無店舗型性風俗特殊営業店への職業紹介は、職業安定法に違反するのか (569) / アダルトビデオへの出演をあっせんした場合、職業安定法63条2号違反となるのか (570) / アダルトビデオ製作に当たって、女優を派遣契約に基づいて派遣した場合、労働者派遣法58条に違反するか (573) / 「労働者の募集」(職業安定法63条2号) に違反した事例にはどのようなものがあるか (575) 等

第8章 痴漢——迷惑防止条例違反——…………… 586

迷惑防止条例においては、痴漢行為に関してどのような規定が設けられているのか (587) / 痴漢行為に関する裁判の実態はどのようなものか (588) / 痴漢行為に対する有罪判決はどのような根拠に基づくのか (628) / 痴漢事件捜査における留意事項はなにか (650) 等

第9章 盗撮——迷惑防止条例違反——…………… 652

「盗撮」行為とは何か (653) / 盗撮として処罰された裁判例には、どのようなものがあるか (656) / 盗撮の常習犯とはどのような者か (661) / 被害者の全身を写した場合や、下着ではなくスカートの上から臀部を撮影した場合も盗撮に当たるのか (670) 等

第4編 性犯罪に関する捜査手続法

第1章 DNA型鑑定 681

DNAとはなにか (682) / 現在, どのようなDNA型鑑定が使われているのか (688) / STR型検査法とはどのようなものか (688) / STR型検査法の実際の手順はどのようなものか (690) / DNA型鑑定に用いる試料の取扱いに関する留意点はなにか (695) / 同じ資料を対象としているにもかかわらず, 鑑定人によってDNA型鑑定の結果が異なることがあるのか (695) / 任意提出された着衣の付着物と鑑定資料である付着物の同一性が問題とされた裁判例には, どのようなものがあるか (723) 等

第2章 薬物鑑定——過剰な量の睡眠薬が投与された影響下に

おける行動分析—— 734

これまで, どのような睡眠薬がデートレイプドラッグとして用いられてきたのか (736) / 睡眠薬ゾルピデムによる被害者の症状が問題となった裁判例はどのような事案であったか (741) / 睡眠薬エチゾラムによる被害者の症状が問題となった裁判例はどのような事案であったか (747) / 睡眠薬フルニトラゼパムによる被害者の症状が問題となった裁判例はどのような事案であったか (753) 等

第3章 タナー法による性(犯罪)被害児童の年齢推定 759

タナー法とはなにか (761) / タナー法に関する捜査上の留意事項はなにか (768) 等

第4章 毛髪鑑定 771

毛髪鑑定はどのような原理に基づくのか (773) / 一般的な毛髪鑑定の手順はどのようなものであるのか (774) / 睡眠薬を用いた性犯罪被害者からの薬物検出方法として, 毛髪鑑定は実施されているのか (784) 等

第5章 繊維鑑定	797
繊維鑑定にはどのような方法があるのか (799) / 形態検査はどのようにして行うのか (799) / 色調検査はどのようにして行うのか (800) / 材質検査はどのようにして行うのか (801) / 痴漢事件の裁判において繊維鑑定はどのように使われているのか (803) / 繊維片が「一致する」とされなかったことで無罪とされた事案はあるのか (807) / 犯人の手指からそもそも繊維片が採取できなかった場合、その事実は裁判においてどのように評価されるのか (813) / 繊維鑑定にはどのような問題があるのか (820) 等	
第6章 面割り捜査	823
面割り捜査とはなにか。どのような方法があるのか (824) / 面割り捜査実施上の留意点はなにか (824) / 面割り捜査では具体的にどのようなことが問題になるのか (826) / 犯人が既知の人物であった場合に留意すべき事項はなにか (828) / 被害者等が年少者であった場合に留意すべき事項はなにか (829) / 被害者等の視力、目撃時の明るさや目撃時間についてはどのような問題があるか (836) / 記憶の変容や消失、暗示についてどのような問題があるか (839) / 似顔絵捜査に関する留意事項はなにか (852) 等	
第7章 おとり捜査	860
おとり捜査とはなにか (861) / おとり捜査は違法か (861) / 性犯罪以外で、おとり捜査に関する裁判例としてはどのようなものがあるのか (868) / 被害者のいる性犯罪ではおとり捜査は許されないのではないか (889) 等	
第8章 司法面接	895
いわゆる司法面接とはなにか (896) / 司法面接を実施するに当たってはどのような事柄に留意すべきか (900) / 司法面接の場면을録音・録画した電磁的記録媒体を証拠として採用した裁判例はあるのか (925) / 司法面接は米国ではどのように運用されているのか (934) 等	

第5編 性犯罪被害者の保護法制

第1章 強制性交等罪の非親告罪化……………	943
性犯罪を親告罪とすることによってどのような不都合があったのか (944) /平成29年刑法改正以前に行われた強姦罪等も非親告罪として扱われるのか (946) 等	
第2章 被害者参加……………	950
被害者参加制度の趣旨はなにか (951) /参加できる被害者の範囲及び対象犯罪はどのように規定されているのか (952) 等	
第3章 被害者保護……………	965
被害者が公判廷において氏名の秘匿を望んだ場合, どのようにしたらよいのか (966) /目撃者が氏名の秘匿を望んだ場合, どのようにしたらよいのか (969) /起訴状で被害者の氏名等を秘匿することはできるのか (984) /被疑者弁護人による性犯罪被害者に対する二次被害とはどのようなものか (991) 等	
事項索引……………	994
判例索引……………	999
著者紹介……………	1005

第1編

総論

第1章 性犯罪事犯の犯罪情勢及び 対抗措置としての新規立法や法改正の状況

問題

今日の我が国における性犯罪事犯の犯罪情勢はどのように評価されるべきか。

はじめに

我が国の刑法犯の認知件数等は、図1のとおり、平成14年にピークに達した後、現在まで連続して減少しており、平成30年には、戦後最少を更新した。戦後最少は、平成27年以降、毎年更新中である。

このような認知件数の減少は、窃盗犯の減少によるところが大きいですが、では、性犯罪の犯罪情勢はどのようになっているのであろうか。暗数は性犯罪事犯では特に大きな問題となり得るであろうが、我が国での実態はどのようなものであるのか。

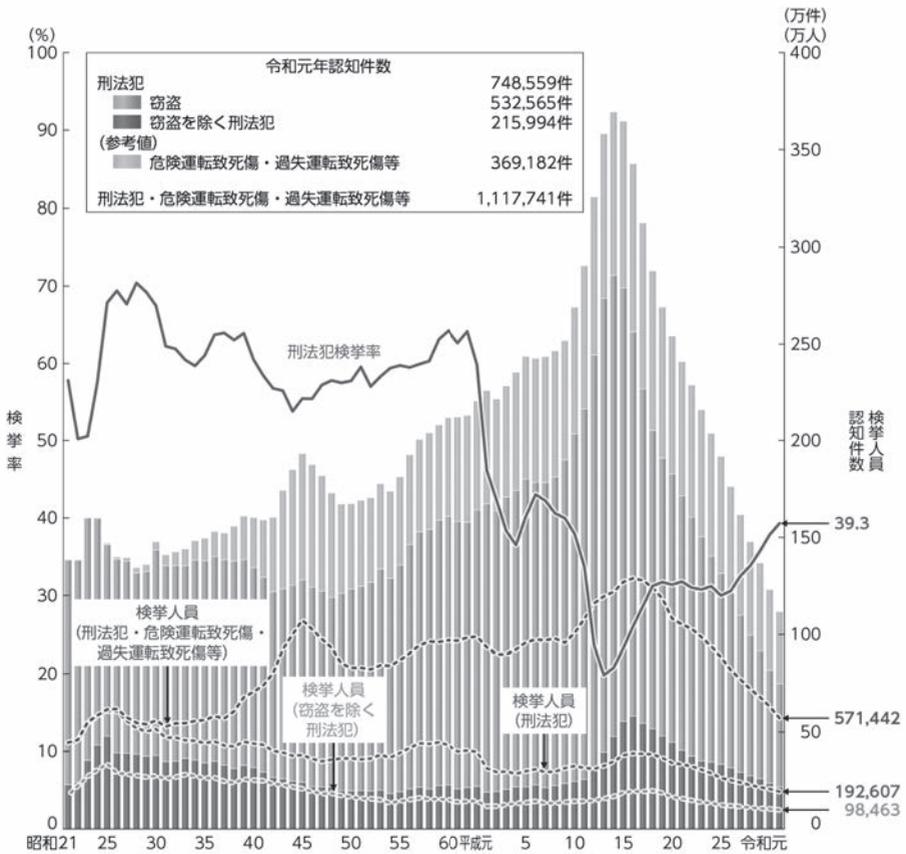
また、そのような犯罪情勢に照らして、我が国は立法措置として、どのような新規立法や法改正により対抗してきたのであろうか。

想定事例

甲野太郎は、夜間、人気のないところを歩いて帰宅していた乙野次郎を見かけるや、突然その背後から羽交い絞めにして、乙野を路上に押し倒し、そのまま押さえつけてズボンと下着を脱がし、乙野に肛門性交を敢行した。甲野の刑責はどのように考えるべきか。

また、その後、甲野は、乙野に対し、「このことは警察に言うんじゃねえぞ。」と言ったが、このような被害に遭って、警察に届けていない暗数はどのくらいあるのか。

(昭和21年～令和元年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

「令和2年版犯罪白書」1-1-1-1図を引用

図1 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

第2編

性犯罪に関する捜査実体法（刑法編）

第1章 強制的性交等罪

問題

平成29年の刑法改正により、従来の強姦罪等はどのように変更されたのか。

はじめに

女性に対する従来の強姦行為などは、単に、自己の性欲を満足させようとするためだけに敢行されるものであり、敢えて実行しなければならない理由などがまったくない犯罪である。殺人や窃盗などについていえば、当該犯行が許容されないのは同様であるものの、その動機やいきさつ等には同情すべき余地がある場合もある犯罪であるのに対し、従来からの強姦、強制わいせつ等はおよそ被疑者側に酌むべき事情などは何もない犯罪である。したがって、傷害などよりは重く処罰されて当然であり、実質的には、殺人や傷害致死等に次ぐ程度の刑罰をもって臨むべき犯罪であると考えられる。しかしながら、この点について、刑法は、その制定当初から性犯罪被害に対しては、財産犯被害に比べて非常に軽く扱ってきた。ただ、近時の法改正により、この点は修正されつつある状況にある。

また、一方で、性犯罪は、古典的には非力な女性に対する犯罪であったものの（もっとも、年少男児に対する性犯罪は古くから存在していたが）、今日では、性的欲求の多様化や男女間の種々の格差が減少してきたことなどを背景に、男性が性犯罪の被害者となるケースも見られるようになってきた。

そのような事情などもあって、平成29年の刑法改正においては、女性に対する性犯罪であった強姦罪を廃止し、新たに、被害者の性別を問わない強制的性交等罪が新設されるなど、時代に応じた改正がなされるに至っている。

想定事例

甲野太郎警部補は、所轄刑事課刑事係長であるが、乙野花子から、「氏名不詳の犯人は、通行中の女性乙野花子（当時18歳）を認めてにわかに劣情を催し、同人を強いて姦淫しようと企て、夕方午後7時10分頃、千葉市中央区内の路上において、同人に対し、『ついてこないと殺すぞ。』などと語気鋭く申し向けて脅迫するとともに、同人のコートの袖をつかんで引っ張るなどの暴行を加え、同人を同所から同区内のビル北側外階段屋上踊り場まで連行し、同日午後7時25分頃、同所において、同人に対し、同人を壁に押しつけ、左腕で同人の右脚を持ち上げるなどの暴行を加え、その反抗を困難にした上、無理矢理同人を姦淫した。」という告訴状を受け取った。

この事件において、甲野警部補が捜査上留意しなければならないのは、どのようなことであるのか。

設問と解答

問1

平成29年刑法改正はどのような内容か。

解答

平成29年6月16日、第193回国会において、「刑法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、同月23日公布され、同年7月13日に施行された。この改正法では、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処を可能とするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの罰則の整備を行い、さらに、強姦罪等を親告罪とする規定を削除した。

問2

具体的に、まず、従来の強姦罪については、平成29年改正法ではどのように改められたのか。

第3編

性犯罪に関する捜査実体法（特別法編）

第1章 売春防止法

問題

売春防止法は、売春防止のためにどのような規定を設けているのか。

はじめに

売春は、古典的犯罪であり、人類の誕生とともにある職業であるともいわれている。なぜ、これが犯罪とされるのか、また、具体的にどのような行為について犯罪とされているのかなど理解しておかなければならない点も多い。ただ、売春の態様なども時代とともに変わってきているので、できるだけ近時の問題を取り上げて解説することとしたい。

想定事例

被疑者甲野太郎は、昭和55年2月から同63年2月頃までの間、神戸市中央区内のH信用金庫K支店の支店長であったものであるが、同金庫の業務に関し、Aから融資の申込みを受けて同人と交渉し、融資金返済の条件を定めるなどした後、同金庫所定の融資稟議手続を経て同金庫営業本部長Dの決裁を得た上、昭和62年3月25日、同支店において、Aに対し、同人が同市兵庫区内の個室付浴場「Mクラブ」（いわゆるソープランドと呼称されるもの。）の開業資金に充てることを知りながら、1,000万円を貸与した。

甲野の刑責はどのようなものか。

設問と解答

問1

売春防止法2条は、「売春」について「対償を受け……性交すること」をいうと定義しているが、このような売春が禁止されるのはなぜか。また、売春防止法が目的とするところは何か。

解答

売春防止法1条は、

売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものである

ことから法律上禁止され、これを実効性のあるものとするために、更に、

売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする

としている。

問2

売春防止法5条は、売春の相手方を求めて売春婦自らが勧誘等をする行為を禁止している。そのような売春をする目的での勧誘等の行為については、同法5条柱書において、

6月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する

こととされている。

同条では、具体的にどのような勧誘等の行為が禁じられているのか。

解答

同条は全体を通じて売春のための勧誘行為を禁じているのであるが、それを具体化した一定の行為のみを刑罰の対象としているものである。そこで、まず、1号では、
公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

が、また、2号では、

売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の

第4編

性犯罪に関する捜査手続法

第1章 DNA型鑑定

問題

DNA型鑑定が現代の犯罪捜査において果たす役割はどのようなものか。

はじめに

現在、警察による殺傷犯等の捜査において、DNA型鑑定は不可欠の捜査手法となっている。この点は、性犯罪事犯でも同様であり、その有用性は極めて高い。そこで、本章では、まず、DNA型鑑定に関して、DNAの基礎的な知識を確認した上で、この鑑定理論、鑑定手法や資料等の保管、管理等に関して問題となった裁判例を紹介し、今後の捜査に役立てるようにしたいと考えている。

想定事例

被疑者甲野太郎は、乙野次郎らと共謀して、深夜路上で、通行中の女性を、自動車内に引きずり込み、腹部を殴打するなどの暴行を加え、移動した後、順次同女を姦淫した。甲野は、わいせつ目的略取、監禁、強制性交等罪の罪で起訴された。その捜査の過程で、被害者を診察した医師は、警察から渡された綿棒を用いて、被害者の膣内液を採取し、その後、科捜研で鑑定が実施された結果、同膣内液から検出された精液のDNA型が甲野のDNA型と一致するという結果が出された。その手続過程は適正になされており、綿棒の取扱いについても特段の問題はなかった。ただ、本件の鑑定後、当該綿棒は不要となったため被害者に還付されていた。

この事案において、弁護士は、鑑定資料の同一性に問題があると主張し、特に、本件綿棒が、鑑定後、被害者に還付された後は廃棄されるなどして所在不明とな

り、その同一性の確認も再鑑定も不可能となったので、上記鑑定に信用性を認めることはできないとして争った。

本件鑑定の信用性についてはどのように考えるべきか。

設問と解答

問1

そもそもDNAとは何か。

解答

DNAとは、人の細胞内にあるデオキシリボ核酸 (deoxyribonucleic acid) の英語表記のうち、頭文字をとったものである。

人の身体は、約37兆個の細胞から成り立っており、その各細胞の中には、1個の核があり、その核の中には、紐状の染色体があつて、DNAは、その染色体の中にある物質なのである。このように核内にあることから、これを「核DNA」と呼ぶ。もっとも、その他に、細胞内のミトコンドリア内にもDNAは存在するがこれについては問13で述べることにする。

DNAは非常に長くて細い糸状の物質なので、ヒストンと呼ばれるたんぱく質に巻き付いてもつれないようにして存在しており、それが染色体として形成されている。

そして、その染色体は、父親から受け継いだもの1本と、母親から受け継いだもの1本とで、2本で一对になっており、常染色体22対、性染色体1対の合計で23対、46本の染色体が1個の核の中に存在している。このように一对になっているので、これを2倍体と呼んでいる。そして、そのような染色体1本ずつにつき、それぞれの中に1本のDNAが存在するので、結局、ヒトは父親に由来するDNA23本と、母親に由来するDNA23本の合計46本のDNAを持っていることになる。

問2

DNAの構造はどのようなものであるのか。

解答

DNAの構造は、はしごが螺旋状に捻れた構造になっており、これを「DNAの二

第5編

性犯罪被害者の保護法制

第1章 強制性交等罪の非親告罪化

問題

なぜ、平成29年の刑法改正により、強制性交等罪が親告罪でなくなったのか。

はじめに

強制性交等罪における被害者の告訴は、被害者の名誉を守るために、犯人の処罰をその意思に係らしめるのが妥当であるなどの理由からこれまで設けられていた手続である。つまり、犯罪の性質上、訴追することによって被害者の名誉が害される場合があり得るため、被害者保護の見地から親告罪とすることで、被害者の意思を尊重するという趣旨であると考えられていた。

今回、平成29年の刑法改正の際には、そのような考え方が妥当であるのか十分な議論が交わされ、強制性交等罪、準強制性交等罪、強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪、わいせつ目的、結婚目的の略取・誘拐罪が非親告罪とされたが、その背景事情や理由等を明らかにしておきたい。

想定事例

甲警察署刑事課の甲野太郎巡査部長は、迷宮入りになっていた古い強姦事件（当時）の捜査資料を見直していた。この事件は、平成27年当時のもので、当時、女子大生であった乙野花子が被害者であったものの、犯人が未検挙になっていた。ところが、押収していた被害者の着衣をよく見ていたところ、その裏地の隅のところに、精液のシミではないかと思われる変色した部分を発見した。それは今まで鑑定がなされていなかったため、甲野巡査部長は、そのシミの部分について科捜研でDNA型鑑定をしてもらったところ、性犯罪の常習犯である丙野次郎

のDNA型と一致した。それで丙野を呼び出して調べたところ、実にあっさり自分の犯行であると認めた。

そこで、花子を呼び出して丙野が犯人であることを説明したところ、花子は、「今でも犯人は憎いので、丙野を処罰してもらいたいと思っています。ただ、告訴をすると、私がおのれを自分の意思で処罰させたみたいになり、それは恨まれる原因にもなりますので嫌です。私の告訴なしでやってください。」と言った。甲野は、丙野の犯行は、平成29年の刑法改正以前であるため、花子の告訴が必要なのではないかと悩んだ。

さて、甲野はどうしたらよいのか。

設問と解答

問1

強姦罪などは、長年、親告罪とされていたのであるが、その点について、どのような不都合が起きてきたのか。

解答

告訴をすることが被害者にとって負担となってきたからである。つまり、近年の実情として、性犯罪被害によって肉体的、精神的に多大の被害を受けた被害者にとって、告訴するか否かの選択を迫られているように感じたり、告訴したことにより犯人から報復を受けるのではないかと不安を持つ場合があり、親告罪であることにより、かえって被害者が苦痛を感じるようになってきたからである（橋爪隆「性犯罪に対処するための刑法改正について」法律のひろば70巻11号13頁）。

問2

問1のような事情を背景に、親告罪をどのように変えていくことが考えられたのか。

解答

問1で上述したような実情に鑑みて、強姦罪などを親告罪として維持するよりも、非親告罪として、親告罪であることにより生じている被害者の精神的負担を解消すべきであると考えられた。

事項索引

【あ】

愛知県迷惑防止条例	674
愛のコリーダ	256
明るさ	826
惠徳の栄え	249
足フェチ	674
アダルトショップ	550
アダルトビデオ	570
阿部定	256
アリアル	692
アレル	692
アロマエステ	77
アロマサロン	131
暗示	827, 839, 897
暗数	10
アンビエン	739
家出	208, 364, 394
医学書	268
育児放棄	208
医師	186, 203
医師法	28
依存	206
一時の性的好奇心	551
位置情報無承諾取得等	494
著しく	587
著しく粗野又は乱暴な言動	496
一過性前向き健忘	738
一夫一婦制	302
異同識別鑑定	789
伊藤整	242
衣服を脱いだ人の姿態	550
違法収集証拠	280, 285, 295
意味の認識	269
嫌がらせ電話	126
医療倫理	24
陰差	68
淫行	372, 376, 378
淫行勧誘罪	299
淫行をさせる(罪)	363, 366, 368, 381
印刷業者	335
飲酒酩酊	164
飲食店	237
インターネット	218
インターネット異性紹介事業	540
隠避	313
運搬	438
営業の自由	541
影響力	209
エイズ	21
映像送信型性風俗特殊営業	563
泳動チャート	691
エチゾラム	736, 739, 747, 785
エレクトロフェログラム	691
塩基配列	683
冤罪	650
援助交際	398
大阪府青少年健全育成条例	379
大阪府迷惑防止条例	656, 666
大島渚	256
オーバーステイ	318
沖縄県青少年保護育成条例	371
福川女子大生ストーカー殺人事件	452, 454
押し掛け	468, 495
おっぱいパブ	93
おとり捜査	861
汚物	500
面白半分	253
泳がせ捜査	870
オリンピック	165

【か】

開示	900
海水浴場	237
架空の被害	101, 105
拡散	524
隠し撮り	130
覚醒剤	773
確定判決を経たとき	675
学童保育所	435
学問の自由	251
鹿児島県迷惑防止条例	664
可視光線	800
画像合成	855
画像消去	131
合衆国憲法	934
カップル喫茶	238
家庭教師	364
家庭裁判所	47
神奈川県青少年保護育成条例	387
神奈川県迷惑行為防止条例	663
カミングアウト	38
カラオケ	168
監護者性交等罪	17
監護者わいせつ罪	17
観察能力	826
監視	495
間接事実	769
感染症法	21
鑑定手法	695
観念的鏡合	396, 442
還付請求	132
勧誘	337, 398, 575
——行為	328
管理売春	343, 348, 351
議員	394, 424
記憶の消失、変容	827, 839
機会提供型	862
偽計業務妨害罪	499
危険運転致死傷	819
記載の真正	913
起訴状	369
起訴猶予	356
既知	828
規範的要素	245
器物損壊罪	475
義務のないこと	496
客引き	890
脚本	255
キャバレー	113, 236
吸収スペクトル	801
教師(教諭)	74, 208, 363, 366, 368, 378, 418, 433, 434, 436, 445, 659
供述不能	911, 921
強制性交等(罪)	5, 17, 231
強制わいせつ(罪)	7, 373, 378, 443, 661
業として貸与	419
業としての場所提供	352
脅迫罪	452, 496
共謀共同正犯	238
強要罪	496
供用物件	130
虚偽供述	223
——の可能性	629
虚偽公文書作成	461
居住させる	343
禁止命令	507, 508
金卓山人	253
金融機関	356
群馬県青少年健全育成条例	387
経過措置	947

警告	507
経済的理由	31
警察官	364, 392, 418, 434, 667
芸術・思想性	252
刑の減輕	232
輕犯罪法	452, 468, 497
消し	265
結果的加重犯	232
結婚の目的	309
言語での表現	838
言語表現能力	826
検索履歴	294
検証	913
検証令状(許可状)	281, 283
減数分裂	686
建造物侵入(罪)	658, 659, 660
現に監護する者	207
現場供述	916
現場指示	915
権利濫用	132
故意	211, 268
公安委員会の許可	549
好意の感情が満たされなかったことに対する 怨恨の感情を充足する目的	465
好意の感情を充足する目的	464
構外ビデオリンク方式	989
光学顕微鏡	800
強姦罪	65
鞞丸全摘出手術	43
公共交通機関	588
興行場	555
公共の乗物	587
公共の場所	587
公共の福祉	247
抗拒不能	163, 199
口腔性交	65, 67, 69
交叉	686
交際	544
——相手	461
公衆衛生	567
公衆道徳	568
公衆道徳上有害な業務	568
公衆の目にふれるような方法で客待ち	330
公衆浴場	55
公然	235, 421, 501
公然陳列	279, 420, 526
公訴時効	946
交通事故	81
後天性免疫不全症候群	21
強盗	231
強盗・強制性交等罪	18
強盗強姦罪	18
公判前整理手続	962
公表罪	527
公表目的提供罪	531
抗不安業	745
肛門性交	65, 67
コーチ	70, 208
国外犯	447, 448, 532
国際結婚	310
国際捜査共助	280, 286
国際組織犯罪防止条約	305
国選弁護制度	955
告訴	461
国連合同エイズ計画	22
個室ビデオ店	552
誤信	226
国家賠償請求訴訟	461
殊更に	401
コード	685
雇用関係	568
コラージュ	525
婚姻	302
昏酔強盗	231
コンタミネーション	695

混同	728
【さ】	
サークル	170
サーバコンピュータ	278, 287
座位	687
材質検査	801
埼玉県迷惑防止条例	674
サイバー犯罪	270
サイバー犯罪条約	291
再犯率	12
サイレース	736, 754
錯誤	178
搾取	306
作成主義の真正	913
殺意	232
撮影	368, 445
三次元データ	270
自慰	366
自画撮り	532
直面割り	824
色調検査	800
事後強盗	231
事後従犯	313
私事	521
私事性的画像記録	520
事実婚	302
事実上の影響力	369
事実についての意見	959
事実を摘示	501
思春期	760
市職員	658
私生活の平穩	519
自然科学的判断	712
自然反応の供述	908
姿態	401
示談	945
実況見分調書	912
実行の着手	118
実子	187, 212, 213, 215
実体顕微鏡	800
指定図書類	384
児童	362, 381, 389, 402, 759
児童淫行罪	396
児童指導員	142, 435
自動車	237, 472
児童心理	150
児童に対する性交等の周旋をした者	391
児童の姿態	403
児童買春	390
児童買春・児童ポルノ処罰法	14, 97
児童買春周旋罪	334, 398
自動販売機	384
児童福祉法	382, 390, 398
児童ポルノ	390, 399, 403, 415, 759
児童ポルノ製造罪	368, 432, 435
児童養護施設	365
児童を使用する者	447
シナリオ	256
支配	318
澁沢龍雄(澁澤龍彦)	249
自閉症スペクトラム	186
司法面接	896
島田仁郎	248
社会生活において密接な関係を有する者	467
舎監	436
写真面割り	824
——再度の	849
遮へい措置	989
自由再生	900
收受	313
周旋	332, 395
集団強姦(罪)	16, 71
しゅう恥させる	587

習癖	661
手指	68
出現頻度	689
守秘義務	24
準強制性交等罪	735
傷害	23, 121, 233
証言拒絶	922
証言的供述	936, 938
証拠能力	293
上司	468
乗じて	210, 226
常習として	661
常習犯	654
常習累犯窃盗	818
情状に関する事項	957
使用済み下着	382
小説	400
承諾	286, 288, 295
証人尋問権	905, 980
証人等特定事項の秘匿	969
条例	561
情を知って	355
職業安定法	567
職業紹介	568
職業選択の自由	541
所在国外に移送する目的	310
所持	296, 414, 442
処女膜	106, 216
処罰条件	381
視力	826, 836
親権	207
人工妊娠中絶	29
親告罪	532, 944
心神喪失	120, 163
人身取引	305
人身に重大な故障がある場合	952
人身売買(罪)	17, 305, 446
信用性の情况的保障	911
心理状態	907
スイミングクラブ	363
睡眠障害	122, 737
睡眠薬	735, 774
スーパーフリー	176
逗子ストーカー殺人事件	498
ストーカー	979
ストーカー規制法	15, 526
ストーカー行為	462, 505
ストリップ	236, 239
ストリップ劇場	550
スマートフォン	131, 630
すり替え	728
精液	702
性器等を触る行為	523
性交	67
性交又は性交類似行為	372
性交類似行為	381, 523
青少年	371, 380, 381
青少年保護(健全)育成条例	371, 382, 399, 532
精神障害	122, 163
精神的後遺症	220
成人年齢	47
精神の故障	921
製造	426, 427
性的意図	140
性的虐待	187, 388
性的好奇心	413
性的好奇心をそそるため	550
性的搾取	388
性的自己決定権	65, 162
性的羞恥心	501
性的な行為をする目的	164
性的な部位	401
性的プライバシー	520
性的マイノリティ	35
性的名誉	520

性転換手術	42
性同一性障害	35
性同一性障害者	46
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	46
正当な理由	25
性の自己意識	36
性風俗関連特殊営業	549
生物顕微鏡	800
性別適合手術	39
性別変更の審判	58
税務署職員	664
性欲を興奮させ又は刺激するもの	409
石膏	270
接待	548
接待飲食等営業	548
繊維	798
繊維鑑定	631
染色体	682
宣伝用小冊子	335
訴因の特定	986
臓器摘出の目的	309
捜査上の留意事項	638, 650
蔵匿	313
ソーブランド	550
週及処罰の禁止	946
組織的犯罪処罰法	351
訴訟条件	946
ゾルビデム	736, 738, 741, 785

【た】

第一次性徴	760
対向犯	314
胎児	27
対償	390, 394, 544
代替の呼称	978
第二次性徴	38, 760
第二次性徴進行度	406
大取締法	372
墮胎	26
立ちふさがり	468
宅配便	82
タナー段階	761
タナー法	761
ダビング	296
タブレット端末	294
タレント	365
単純所持	412
単身赴任	208
男性	65, 67, 141, 162
探偵	499
ダンプカー	119
痴漢	153, 587
膣	68
知的障害	100, 220
千葉県青少年健全育成条例	378, 381
着衣	723
嫡出推定	56
着信拒否	497
チャタレイ夫人の恋人	242
抽象的事実の錯誤	227
直接審理主義	905
治療	178
陳列	421
ソーショットダイヤル	565
付添い	989
つきまとい	468
つきまとい等	463, 502, 505
連れ子	208, 212, 214, 215, 341
出会い系喫茶	550
出会い系サイト	333
出会い系サイト規制法	16, 539
提供	355, 357, 419, 442, 525
提供の目的	416
デートレイブドラッグ	736

判例索引

【大審院・最高裁判所】

明治42年4月16日大審院判決	(刑録15輯452頁) ……………	475
大正7年6月10日大審院判決	(法律新聞1443号22頁) ……………	243
昭和24年5月10日最高裁判決	(刑集3巻6号771頁) ……………	72
昭和24年5月18日最高裁判決	(刑集3巻6号789頁) ……………	903
昭和25年4月26日最高裁判決	(刑集4巻4号700頁) ……………	949
昭和25年11月21日最高裁判決	(刑集4巻11号2355頁) ……………	236
昭和27年4月9日最高裁判決	(刑集6巻4号584頁) ……………	922
昭和27年6月6日最高裁判決	(刑集6巻6号795頁) ……………	23
昭和29年3月2日最高裁判決	(裁集刑93号59頁) ……………	239
昭和29年3月11日最高裁判決	(刑集8巻3号240頁) ……………	568
昭和30年6月1日最高裁判決	(刑集9巻7号1103頁) ……………	949
昭和30年10月4日最高裁決定	(刑集9巻11号2150頁) ……………	569
昭和31年3月6日最高裁決定	(裁集刑112号601頁) ……………	235
昭和32年3月13日最高裁判決	(刑集11巻3号997頁) ……………	242, 251, 268
昭和32年5月22日最高裁決定	(刑集11巻5号1526頁) ……………	236
昭和32年9月27日最高裁判決	(刑集11巻9号2384頁) ……………	441
昭和33年6月6日最高裁判決	(裁集刑126号171頁) ……………	72
昭和34年3月5日最高裁判決	(刑集13巻3号275頁) ……………	277
昭和35年9月8日最高裁判決	(刑集14巻11号1437頁) ……………	914
昭和36年5月26日最高裁判決	(刑集15巻5号893頁) ……………	914, 915
昭和39年2月8日最高裁判決	(刑集18巻2号43頁) ……………	353
昭和39年6月16日最高裁決定	(裁集刑151号451頁) ……………	356
昭和40年4月30日最高裁判決	(裁集刑155号595頁) ……………	363
昭和42年9月19日最高裁決定	(刑集21巻7号985頁) ……………	343
昭和43年11月21日最高裁判決	(裁集刑169号479頁) ……………	343
昭和44年10月15日最高裁判決	(刑集23巻10号1239頁) ……………	250
昭和44年12月4日最高裁決定	(刑集23巻12号1546頁) ……………	922
昭和45年1月29日最高裁判決	(刑集24巻1号1頁) ……………	140
昭和45年7月28日最高裁決定	(刑集24巻7号585頁) ……………	119
昭和46年9月22日最高裁決定	(刑集25巻6号769頁) ……………	120
昭和50年6月19日最高裁決定	(裁集刑196号653頁) ……………	135
昭和51年3月16日最高裁決定	(刑集30巻2号187頁) ……………	867
昭和52年3月29日最高裁決定	(刑集31巻2号150頁) ……………	341
昭和55年11月28日最高裁判決	(刑集34巻6号433頁) ……………	254
昭和60年10月23日最高裁判決	(刑集39巻6号413頁) ……………	376, 378, 380
昭和61年10月1日最高裁決定	(刑集40巻6号477頁) ……………	355
昭和63年1月19日最高裁決定	(刑集42巻1号1頁) ……………	31
昭和63年2月29日最高裁決定	(刑集42巻2号314頁) ……………	27
平成10年11月2日最高裁決定	(刑集52巻8号505頁) ……………	366
平成11年9月27日最高裁判決	(裁集刑276号231頁) ……………	329
平成13年7月16日最高裁決定	(刑集55巻5号317頁) ……………	279, 421
平成15年3月18日最高裁決定	(刑集57巻3号371頁) ……………	310
平成15年12月11日最高裁判決	(刑集57巻11号1147頁) ……………	509
平成16年7月12日最高裁決定	(刑集58巻5号333頁) ……………	861, 863, 889
平成17年3月29日最高裁決定	(刑集59巻2号54頁) ……………	122
平成17年7月19日最高裁決定	(刑集59巻6号600頁) ……………	25
平成17年9月27日最高裁決定	(刑集59巻7号753頁) ……………	917, 920
平成17年11月25日最高裁決定	(刑集59巻9号1819頁) ……………	503
平成18年2月20日最高裁決定	(刑集60巻2号216頁) ……………	426
平成18年5月16日最高裁決定	(刑集60巻5号413頁) ……………	296, 416
平成19年10月16日最高裁決定	(刑集61巻7号677頁) ……………	409, 714, 809
平成19年10月19日最高裁決定	(家庭裁判月報60巻3号36頁) ……………	48
平成20年1月22日最高裁決定	(刑集62巻1号1頁) ……………	120
平成20年3月4日最高裁決定	(刑集62巻3号85頁) ……………	441
平成20年4月25日最高裁判決	(刑集62巻5号1559頁) ……………	712
平成20年11月10日最高裁決定	(刑集62巻10号2853頁) ……………	672
平成21年3月9日最高裁判決	(刑集63巻3号27頁) ……………	384
平成21年4月14日最高裁判決	(刑集63巻4号331頁) ……………	152
平成21年7月7日最高裁決定	(刑集63巻6号507頁) ……………	442
平成21年10月21日最高裁決定	(刑集63巻8号1070頁) ……………	368, 445
平成21年12月11日最高裁判決	(裁集刑299号1043頁) ……………	387
平成23年7月25日最高裁判決	(判時2132号134頁) ……………	107, 132
平成23年8月24日最高裁決定	(刑集65巻5号889頁) ……………	333
平成24年7月9日最高裁決定	(判時2166号140頁) ……………	421

平成26年1月16日最高裁判決	(刑集68巻1号1頁)	541
平成26年11月25日最高裁決定	(刑集68巻9号1053頁)	277, 280
平成27年12月3日最高裁判決	(刑集69巻8号815頁)	946
平成28年6月21日最高裁決定	(刑集70巻5号369頁)	363
平成29年3月15日最高裁判決	(刑集71巻3号13頁)	492
平成29年11月29日最高裁判決	(刑集71巻9号467頁)	140
平成30年5月10日最高裁判決	(刑集72巻2号141頁)	702, 721
平成30年6月26日最高裁決定	(刑集72巻2号209頁)	130
平成30年7月3日最高裁決定	(刑集72巻3号299頁)	980
平成30年9月10日最高裁決定	(公刊物未登載)	443
平成30年9月25日最高裁決定	(公刊物未登載)	462, 472, 486
平成31年1月23日最高裁決定	(判タ1463号74頁)	50
令和元年11月12日最高裁決定	(刑集73巻5号125頁)	426
令和2年1月27日最高裁決定	(刑集74巻1号119頁)	403, 404, 429
令和2年7月16日最高裁判決	(裁判所ウェブサイト)	271
令和2年7月30日最高裁判決	(裁判所ウェブサイト)	491, 493
令和2年11月6日最高裁決定	(公刊物未登載)	202

【高等裁判所】

昭和27年12月10日東京高裁判決	(高刑集5巻13号2429頁)	242
昭和27年12月18日東京高裁判決	(高刑集5巻12号2314頁)	236
昭和29年5月29日東京高裁判決	(判決特報40号138頁)	140
昭和30年5月17日仙台高裁秋田支部判決	(家庭裁判月報7巻8号94頁)	300
昭和30年6月10日大阪高裁判決	(高刑集8巻5号649頁)	235, 236
昭和33年12月9日仙台高裁判決	(裁判特報5巻12号502頁)	332
昭和35年9月20日高松高裁判決	(高刑集13巻7号523頁)	333
昭和36年11月8日名古屋高裁判決	(高刑集14巻8号563頁)	303
昭和36年12月22日福岡高裁判決	(下刑集3巻11～12号1045頁)	338
昭和38年11月21日東京高裁判決	(判時366号13頁)	249
昭和42年4月22日大阪高裁判決	(判時492号93頁)	357
昭和45年11月11日東京高裁判決	(判時639号107頁)	42, 44
昭和46年3月10日大阪高裁判決	(判時636号95頁)	548
昭和48年1月29日高松高裁判決	(刑資229号122頁)	348
昭和49年7月24日東京高裁判決	(判時767号110頁)	342
昭和51年12月13日東京高裁判決	(東高時報27巻12号165頁)	163
昭和52年6月21日東京高裁判決	(判時885号173頁)	330, 331
昭和53年8月4日大阪高裁判決	(刑資229号102頁)	348, 358
昭和53年10月25日名古屋高裁判決	(判時927号253頁)	373
昭和53年12月7日福岡高裁判決	(高刑集31巻3号350頁)	348
昭和54年3月20日東京高裁判決	(判時918号17頁)	254
昭和56年3月2日東京高裁判決	(刑裁月報13巻3号137頁)	330, 331
昭和56年3月17日福岡高裁宮崎支部判決	(判時1012号130頁)	342
昭和56年7月13日名古屋高裁判決	(高検速報昭和56年213頁)	342
昭和57年6月8日東京高裁判決	(判時1043号3頁)	256, 262
昭和58年5月19日東京高裁判決	(判時1088号148頁)	343
昭和60年2月8日大阪高裁判決	(高検速報昭和60年282頁)	344, 346
昭和61年10月21日大阪高裁判決	(判タ630号230頁)	339
昭和63年3月25日東京地裁判決	(判時1305号152頁)	359
昭和63年4月18日東京地裁判決	(判時1279号156頁)	335
平成元年7月7日大阪高裁判決	(判時1352号159頁)	338
平成2年12月10日東京高裁判決	(判タ752号246頁)	335
平成3年5月9日大阪高裁判決	(判タ774号269頁)	578
平成4年2月28日大阪高裁判決	(判時1470号154頁)	836
平成5年11月11日東京高裁判決	(判時1506号153頁)	582
平成6年5月11日大阪高裁判決	(判時1511号153頁)	793
平成7年2月9日名古屋高裁金沢支部判決	(判時1542号26頁)	792
平成7年6月30日福岡高裁判決	(判時1543号181頁)	789
平成7年7月7日大阪高裁判決	(判時1563号147頁)	357
平成8年10月30日東京高裁判決	(判時1596号120頁)	366
平成11年12月24日東京高裁判決	(高検速報平成11年114頁)	369
平成12年5月9日福岡高裁判決	(判時1728号159頁)	124
平成12年10月24日大阪高裁判決	(高検速報平成12年146頁)	402, 408
平成13年9月13日大阪高裁判決	(裁判所ウェブサイト)	776
平成13年9月18日東京高裁判決	(東高時報52巻1～12号54頁)	138
平成14年9月10日大阪高裁判決	(刑集60巻2号220頁)	426
平成14年12月17日東京高裁判決	(判時1831号155頁)	506
平成15年3月5日東京高裁判決	(判時1860号154頁)	497
平成15年5月19日東京高裁判決	(判時1883号153頁)	334, 395
平成15年6月2日名古屋高裁判決	(判時1834号161頁)	139

平成15年6月4日東京高裁判決	(高検速報平成15年83頁)	298
平成15年7月7日大阪高裁判決	(刑集58巻5号351頁)	865
平成15年9月18日大阪高裁判決	(高刑集56巻3号1頁)	415
平成17年1月26日東京高裁判決	(判時1891号3頁)	461
平成17年6月30日東京高裁判決	(高検速報平成17年161頁・研修692号297頁)	565
平成17年7月7日東京高裁判決	(判夕1281号338頁)	674
平成18年5月30日名古屋高裁判決	(判夕1228号348頁)	440
平成19年6月1日東京高裁判決	(高検速報平成19年240頁)	868
平成19年8月24日名古屋高裁判決	(高検速報平成19年408頁)	834
平成19年8月29日東京高裁判決	(判夕1260号346頁)	552
平成19年9月25日札幌高裁判決	(判夕1271号346頁)	672
平成19年9月26日東京高裁判決	(判夕1268号345頁)	66
平成20年7月17日東京高裁判決	(東高時報59巻1～12号69頁)	868, 870
平成21年10月23日大阪高裁判決	(判時2166号142頁)	421
平成22年4月22日福岡高裁宮崎支部判決	(公刊物未登載)	731
平成22年5月27日東京高裁判決	(判夕1341号250頁)	923
平成22年6月3日東京高裁判決	(判夕1340号282頁)	130
平成22年7月13日東京高裁判決	(東高時報61巻1～12号167頁)	315
平成23年7月7日札幌高裁判決	(公刊物未登載)	816
平成24年1月18日東京高裁判決	(判時2199号142頁)	470, 495
平成24年5月24日東京高裁判決	(高検速報平成24年126頁)	469
平成25年7月18日東京高裁判決	(公刊物未登載)	632, 807, 811, 821
平成25年8月21日東京高裁決定	(東高時報64巻1～12号175頁)	330
平成25年9月10日東京高裁判決	(高検速報平成25年113頁)	818
平成25年9月19日仙台高裁判決	(高検速報平成25年250頁)	137
平成27年2月6日東京高裁判決	(東高時報66巻1～12号4頁)	513, 516
平成27年3月6日東京高裁判決	(公刊物未登載)	91
平成27年3月18日広島高裁岡山支部判決	(高検速報平成27年267頁)	923
平成27年7月16日東京高裁判決	(公刊物未登載)	780
平成27年9月29日大阪高裁判決	(公刊物未登載)	741, 747
平成27年10月28日東京高裁判決	(東高時報66巻1～12号92頁)	953
平成28年1月12日福岡高裁宮崎支部判決	(判時2316号107頁)	696
平成28年6月22日東京高裁決定	(判時2337号93頁)	381
平成28年11月30日東京高裁判決	(高検速報平成28年161頁)	469
平成28年12月7日東京高裁判決	(判時2367号107頁)	285
平成29年1月24日東京高裁判決	(東高時報68巻1～12号28頁)	513
平成29年1月24日東京高裁判決	(判時2363号110頁)	429
平成29年4月13日東京高裁判決	(東高時報68巻1～12号81頁)	270
平成29年4月27日大阪高裁判決	(判時2364号105頁)	708
平成29年6月30日大阪高裁判決	(判時2386号109頁)	527, 530
平成29年9月13日福岡高裁判決	(公刊物未登載)	147
平成29年9月22日福岡高裁判決	(高検速報平成29年282頁)	466, 472, 486
平成30年1月30日東京高裁判決	(高検速報平成30年80頁)	443
平成30年2月6日福岡高裁決定	(判時2396号78頁)	817
平成30年3月22日大阪高裁決定	(刑集72巻3号319頁)	983
平成30年9月5日東京高裁判決	(高検速報平成30年217頁)	372
平成30年9月11日大阪高裁判決	(高検速報平成30年344頁)	286, 295
平成30年9月14日東京高裁判決	(東高時報69巻1～12号92頁)	723, 728
平成30年9月20日福岡高裁判決	(判夕1459号118頁)	472
平成30年9月21日福岡高裁判決	(判時2463号70頁)	472, 478
平成30年10月23日広島高裁判決	(高検速報平成30年426頁)	947
平成31年1月15日東京高裁判決	(公刊物未登載)	294, 295
平成31年2月28日東京高裁判決	(高検速報令和元年122頁)	868, 881
平成31年3月4日名古屋高裁判決	(刑集73巻5号150頁)	427
令和元年7月25日大阪高裁判決	(判夕1475号84頁)	925
令和2年1月14日仙台高裁秋田支部判決	(公刊物未登載)	70
令和2年2月5日福岡高裁判決	(公刊物未登載)	176
令和2年3月11日福岡高裁判決	(公刊物未登載)	215
令和2年3月12日名古屋高裁判決	(判時2467号137頁)	198
令和2年12月21日東京高裁判決	(公刊物未登載)	102, 932

【地方裁判所等】

昭和27年1月18日東京地裁判決	(判時105号7頁)	241
昭和37年10月16日東京地裁判決	(判時318号3頁)	249
昭和38年3月16日東京地裁判決	(判夕144号185頁)	203
昭和41年10月19日山口地裁萩支部判決	(判夕199号201頁)	908
昭和42年6月24日静岡地裁沼津支部判決	(下刑集9巻6号851頁)	236
昭和44年2月15日東京地裁判決	(判時551号26頁)	42, 43
昭和46年11月5日大阪地裁判決	(判夕277号359頁)	338

<著者略歴>

城 祐一郎 (たち ゆういちろう)

昭和55年10月 司法試験合格
昭和58年 4月 東京地方検察庁検事任官
平成16年 4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長
平成18年 1月 大阪地方検察庁交通部長
平成19年 6月 大阪地方検察庁公安部長
平成20年 1月 法務省法務総合研究所研究部長
平成21年 4月 大阪高等検察庁公安部長
平成21年 7月 大阪地方検察庁堺支部長
平成23年 4月 最高検察庁刑事部検事
平成24年11月 最高検察庁公安部検事
平成26年 1月 最高検察庁刑事部検事
平成28年 4月 明治大学法科大学院特任教授・検事
平成29年 4月 最高検察庁刑事部検事
平成30年 3月 最高検察庁刑事部検事を最後に退官

現在 昭和大学医学部法医学講座教授(薬学博士)(平成30年4月より)
警察大学校講師
慶應義塾大学法科大学院非常勤講師(国際刑事法担当)
ロシア連邦サントペテルブルク大学客員教授

【主要著作】

『マネー・ローンダリング罪——捜査のすべて〔第2版〕』
『Q & A 実例 交通事件捜査における現場の疑問〔第2版〕』
『警察官のためのわかりやすい刑事訴訟法〔第2版〕』(共著)
『盗犯捜査全書——理論と実務の詳解——』
『殺傷犯捜査全書——理論と実務の詳解——』
『取調べハンドブック』(以上、立花書房)
『ケーススタディ 危険運転致死傷罪〔第2版〕』(東京法令出版)
『組織犯罪捜査のツボ』(東京法令出版)
『現代国際刑事法』(成文堂)
『医療関係者のための実践的法学入門』(成文堂)

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

性犯罪捜査全書——理論と実務の詳解——

令和3年9月10日 第1刷発行

令和4年10月10日 第2刷発行

著者 城 祐一郎

発行者 橘 茂雄

発行所 立花書房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03 (3291) 1561 (代表)

FAX 03 (3233) 2871

<https://tachibanashobo.co.jp>

©2021 Tachi Yuichiro

印刷・製本 Wisdom・和光堂

乱丁・落丁の際は当社でお取り替えいたします。